

会費に関する事項（内規）

- 1) 本会の会費は、館単位基本額 10,000 円に、館員数に応じて加算した額の合計額を、各館のその年度の会費として決定し、毎会計年度始めに納入するものとする。
- 2) 加算額の算定方法は、次のとおりとする。
館員 5 名を越えるものにつき、1 名ごとに 100 円の割で加算する。
- 3) この内規の変更は、総会の議決による。

<備考>

加算額の基礎としての館員の範囲

毎年 4 月 1 日現在における

①常勤職員 ②館長

③週 30 時間以上勤務する臨時職員（派遣・委託職員を含む）

の合計数とする。

附 則（51.6.23 改正）

附 則（54.6.27 改正）

附 則（56.6.30 改正）

附 則（59.6.29 改正）

附 則（63.6.29 改正 平成元年 4 月 1 日実施）

附 則（20.6.20 改正 平成 21 年 4 月 1 日実施）

附 則（24.6.28 改正 平成 25 年 4 月 1 日実施）